



# 尾道市犯罪被害者等 見舞金制度のご案内



故意の犯罪行為により被害に遭われた方に対し、見舞金を支給します。

※令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害を対象とします。

種類	金額	支給対象
遺族見舞金	30万円	故意の犯罪行為によって亡くなられた方の遺族
傷害見舞金	10万円	故意の犯罪行為によって重傷病を負った方 ※療養期間が1か月以上を要する負傷又は疾病 (精神障害を含む。)

対象要件	犯罪に遭われた時から見舞金を申請する時まで、遺族見舞金は遺族が、傷害見舞金は本人が尾道市民であること
対象となる 犯罪	人の生命または身体を害する罪に当たる行為 (殺人、傷害、不同意わいせつ等) ※警察で被害届が受理されていることが必要 ※過失による交通事故等の被害は対象外
申請期限	次のいずれかに当てはまる方が申請可能 1 犯罪被害の発生を知った日から2年以内 2 犯罪被害が発生した日から7年以内

※親族間の犯罪には支給制限があるなど、詳細な要件がありますので、まずはご相談ください。

問い合わせ先

尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課

〒722-0041 尾道市防地町 26 番 24 号

TEL:0848-37-2631

FAX:0848-37-6631

尾道市ホームページ



## 見舞金制度についてのQ&A



Q 犯罪被害に遭った人が尾道市民であれば、その遺族や家族は見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族で、実際に支給を受けようとする方が犯罪に遭われた時から見舞金を申請する時まで、尾道市民の場合に、支給対象となります。

遺族見舞金であれば被害者の遺族(第1順位遺族)が尾道市民であること、傷害見舞金であれば被害者本人が尾道市民であることが条件となります。

なお、亡くなられた方の居住地や犯罪被害に遭った場所が、尾道市内であるかどうかは問いません。

Q 遺族見舞金の支給対象となる「遺族」とは？

A 遺族見舞金の支給を受ける遺族は、尾道市民である第1順位の遺族と定めており、その順位は次のとおりです。

- 1 ①配偶者(事実婚を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

例えば、死亡した犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合③父母が第1順位となります。

Q 交通事故による被害は見舞金支給の対象となりますか？

A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は、支給の対象なりません。

ただし、危険運転致死傷罪等による被害は対象となります。

Q 見舞金の支給の対象とならないケースは？

A 犯罪被害であっても、次の場合には支給対象とならないことがあります。

- 他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けている場合
- 犯罪行為が行われた時に、加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があった場合
- 犯罪被害者又は見舞金の支給対象者に、当該犯罪被害行為を誘発する行為や、当該犯罪行為について、犯罪被害者又は見舞金の支給対象者にその責めに帰すべき行為があった場合
- 犯罪被害者又は見舞金を受ける者が、暴力団員等である場合
- その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合